

事務連絡  
令和2年3月27日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る今後の医療提供体制  
に関する報告依頼について

「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染防止拡大策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月1日付け事務連絡。以下「3月1日事務連絡」という。）、「新型コロナウイルスの患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制等の検討について（依頼）」（令和2年3月6日付け事務連絡。以下「3月6日事務連絡」という。）、「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について」（令和2年3月19日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について（改訂）」（令和2年3月26日付け事務連絡。以下「3月26日事務連絡」という。）において、患者数が大幅に増えた時に備えた各地域の医療提供体制の整備を進めていただくようお願いしたところですが、3月1日事務連絡及び3月26日事務連絡でお示した事項について、下記とおり、検討状況を御報告いただくようお願いいたします。

なお、報告事項等は、今後の状況に応じて変更する可能性がありますので、御了承ください。

記

1 報告事項

（3月1日事務連絡関係）

- ① 「新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会」の設置状況、開催状況、

## 及び構成員

- ② 一般の医療機関において新型コロナウイルス感染症が疑われる方の外来診療を行うこととする場合において、外来診療を原則として行わないこととする医療機関の名称及び外来診療を行わないこととする理由  
(3月26日事務連絡関係)
  - ③ 都道府県内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門の設置状況
  - ④ 3月6日事務連絡の別添に基づき算出されたピーク時の入院患者数の受入れのための病床数の割当てを行った医療機関の名称及び種別並びにそれぞれに割り当てた病床数
  - ⑤ 医療機関単位や病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる重点医療機関の名称
  - ⑥ 3月6日事務連絡の別添に基づき算出されたピーク時の重症患者数の受入れのための病床数の割当てを行った医療機関の名称及び種別並びにそれぞれに割り当てた病床数
  - ⑦ 専門的な医療を必要とする新型コロナウイルス感染症患者の受入れの検討状況(周産期医療協議会の開催状況等)
- ※ 詳細は報告様式に従って御報告ください。

## 2 報告方法

追って送付する回答フォームの報告様式に従って御記入の上、御報告ください。

## 3 報告時期

第1回：3月31日(火)、第2回：4月9日(木)  
第3回以降の報告については追って御連絡します。

## 4 報告に当たっての留意事項

- 都道府県内の保健所を設置する市及び特別区の状況も含めて、都道府県がまとめて報告を行うこと。
- 報告時点で各報告事項についての結論が出ていない場合は、それぞれの検討状況を報告すること。
- 報告いただいたものを元に、各都道府県における取組状況について、厚生労働省から公表することが考えられること(医療機関名等の個別の情報は除く。)

## 5 照会先

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 医療体制班

代表 03-5253-1111 (内線 : 8078、8079)

直通 03-3595-3205